

パブリックコメント

制度で

募集期間

令和5年（2023年）

12月15日（金）から

令和6年（2024年）

1月19日（金）まで

市民のみなさんのお声を、
お聴かせください。

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

あなたの声を福祉の世界へ

障害（がい）の有無にかかわらず、安心して暮
らせる地域社会（共生社会）の実現のために

宝塚市では、

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）
宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）

について、市民のみなさんからのご意見
を募集しています。



（お問合せ先）
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所
健康福祉部 福祉推進室 障害（がい）福祉課
Tel 0797-77-2077 Fax 0797-72-8086

**宝塚市障害福祉計画(第7期計画)・
宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)(案)への意見募集について**

**1 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）
とは**

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、市町村が定める障害福祉サービス、相談支援・障害児通所支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として策定します。

この計画は、成果目標、活動指標及びその目標値や見込量の達成のための方策を明らかにし、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの各年度における障害福祉サービス・相談支援・障害児通所支援・地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

市町村は、福祉サービスの実施主体として、今後、福祉サービスの基盤整備を行っていくうえで、各年度において、達成状況について点検・評価（中間評価）を実施し、目標管理を行います。

**2 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）
(案) 策定の経過**

この計画（案）の策定に当たり、令和5年（2023年）6月、市社会福祉審議会に計画策定に関する諮問を行い、全体会（市内の公共的団体等の代表者・民生委員・福祉団体の関係者・知識経験者・関係行政機関の職員・公募による市民の合計10人の委員、^{がい}障害者団体の関係者等の臨時委員8人で構成）で2回、小委員会（知識経験者・福祉団体の関係者・公募による市民の合計4人の委員、^{がい}障害者団体の関係者等の臨時委員8人で構成）で3回の審議を行いました。市社会福祉審議会の委員名簿は、素案のとおりです。

3 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画） （案）のポイント

障害福祉サービスの基盤整備を行っていくに当たっては、国の基本指針やこの計画の基本的理念「すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ」を踏まえ、この計画の「成果目標・活動指標の設定における基本方針」を次のとおり設定し、計画的な整備を行うこととします。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障碍^{がい}にも対応した地域包括支援システムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
- (6) 障害福祉サービス等の質の向上
- (7) 障害児支援の提供体制の整備等

4 意見募集の目的

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）に市民の皆様からのご意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）
（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）
（案）の概要
- ④ 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）
（案）
- ⑤ 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）
（案）（共通資料編）

5 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画） （案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

①市ホームページ（<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp>）

- ・健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課のページ
- ・トップページのサイト内検索から「宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）」で検索するか、ページ番号検索から検索用ID「1022907」を入力し検索することができます。

※二次元コード



②市の窓口

市役所障害福祉課（1階）、市民相談課（2階）、各サービスセンター・サービスステーション及び市総合福祉センター等で公表しています。

6 意見の募集期間

令和5年（2023年）12月15日（金）から令和6年（2024年）1月19日（金）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市障害福祉課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和6年（2024年）1月19日（金）必着とします。

手話言語による意見提出は可能です。正確な聞き取りができずご意見を取り違える可能性があるため、電話などによる口頭での意見提出はできません。

（なお、障害等によりこれらの方法で提出ができない場合は、障害福祉課へご相談ください。）

※メールでの提出の場合は、下記の件名で送信をお願いします。

（障害福祉計画）パブコメの提出について

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665（住所記載不要）

「宝塚市役所 健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課^{がい}」

電話番号 0797-77-2077

ファクシミリ 0797-72-8086

電子メールアドレス m-takarazuka0046@city.takarazuka.lg.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

（障害福祉課^{がい}は市役所1階です。）

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所障害福祉課^{がい}（1階）、市民相談課（2階）、各サービスセンター・サービスステーション及び市総合福祉センター等で配布します。

なお、提出いただいた意見に対し、個別回答はしませんのでご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）

に対するご意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

宝塚市障害福祉計画（第7期計画）・宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）（案）の全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いいたします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】 令和6年（2024年）1月19日（金）必着

【お問い合わせ・提出先】 宝塚市役所健康福祉部福祉推進室^{がい}障害福祉課（^{がい}障害福祉課は、市役所1階です。）

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

TEL： 0797-77-2077 FAX： 0797-72-8086

E-mail： m-takarazuka0046@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市障害福祉計画(第7期計画)

宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)の概要

1 計画の目的

(本文2ページ)

「宝塚市障害福祉計画(第7期計画)・宝塚市障害児福祉計画(第3期計画)」(以下「本計画」という。)は、目標及びその目標達成のための方策を明らかにし、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度における障害福祉サービス・計画相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とします。

2 計画の位置付け

(本文2ページ)

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、計画の最終年度である令和8年度(2026年度)の目標及び障害福祉サービス等の見込みについて記載したものであり、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働大臣の定める基本指針(以下「国の基本指針」という。)に即して定めます。

また、本計画は本市の中長期的かつ総合的な計画である「第6次宝塚市総合計画」を最上位計画とするとともに、社会福祉分野では地域福祉計画を上位計画とし、「宝塚市第5次障害者施策長期推進計画」や子育て支援、高齢者福祉などの各分野別計画と調和整合を図るものとするほか、本市の人口規模、人的・物的資源、障害のある人の状況等を踏まえたものとします。

ただし、国の基本指針に明示されていない課題については、宝塚市第5次障害者施策長期推進計画等において議論を進めていきます。

3 計画の期間

(本文2ページ)

本計画は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画期間とします。

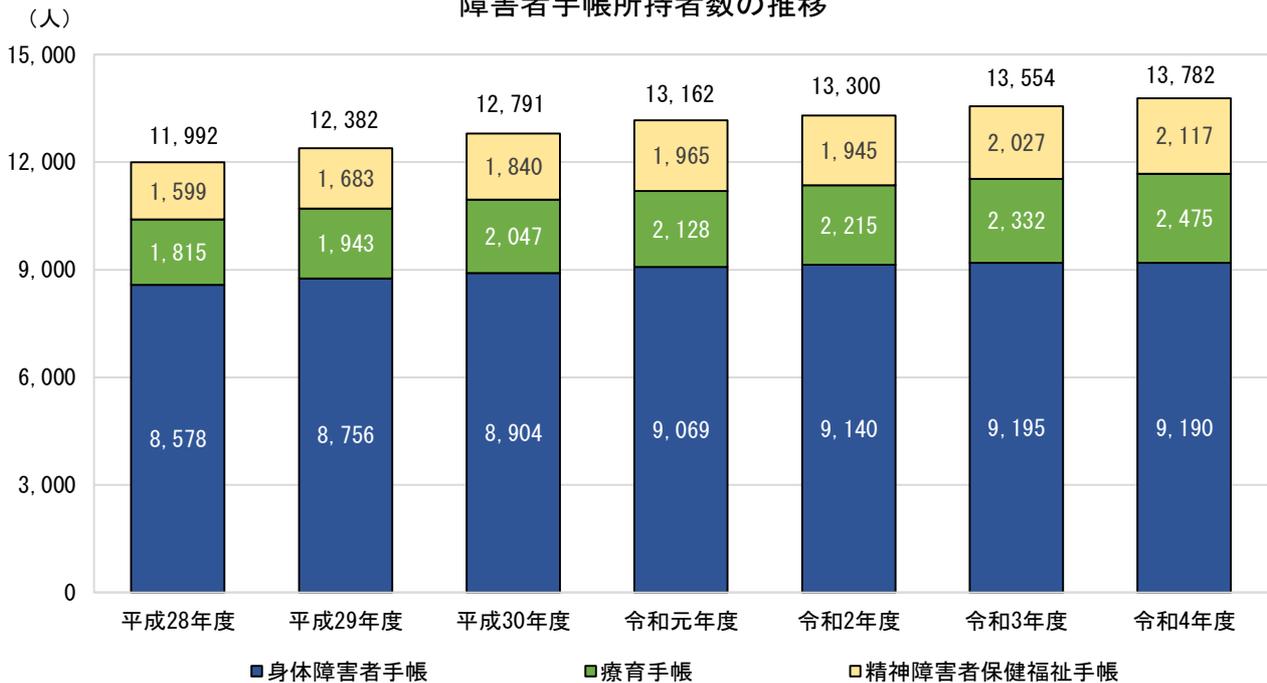
また、国の動向にともない計画の根幹となる法律や制度などについて大幅な変更があった場合は、適時見直しを行います。

4 宝塚市における障害のある人を取り巻く現状

(本文4ページ)

障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成28年度(2016年度)と令和4年度(2022年度)を比較すると、平成28年度(2016年度)で11,992人、令和4年度(2022年度)には13,782人と、6年間で1,790人(身体障害者手帳：612人、療育手帳：660人、精神障害者保健福祉手帳：518人)増加しています。

障害者手帳所持者数の推移



(単位：人)

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
身体障害者手帳	18歳未満	188	177	183	178	176	160	149
	18歳以上	8,390	8,579	8,721	8,891	8,964	9,035	9,041
	小計	8,578	8,756	8,904	9,069	9,140	9,195	9,190
療育手帳	18歳未満	687	720	804	834	868	917	987
	18歳以上	1,128	1,223	1,243	1,294	1,347	1,415	1,488
	小計	1,815	1,943	2,047	2,128	2,215	2,332	2,475
精神障害者保健福祉手帳		1,599	1,683	1,840	1,965	1,945	2,027	2,117
合計		11,992	12,382	12,791	13,162	13,300	13,554	13,782

5 計画の基本的理念

(本文10 ページ)

本市の障害者施策において、障害のある人の生活基盤を整備し、住民主体の市民協働による地域社会を創造し、自分らしく暮らせる「共生社会」の構築をめざし、新たな基本的理念を掲げることとします。

すべての人が自分らしく暮らせる共生社会へ

- 障害のある人の人権と完全で平等な社会を実現します。
- 障害のある人が必要とする支援を受けられ、自分らしい生き方ができる社会にするとともに差別をなくし、安全で安心な暮らしをめざします。
- 障害のある人もない人も分け隔てなく、お互いを認識し、尊重し合い、同じ地域の一員として社会的つながりを保ちながら、自己実現に向けて、すべての人が自分らしさを最大限発揮できる社会をめざします。
- 社会にある障壁（＝バリア）とそれにより自分らしく暮らすことができない人がいることを、すべての人が理解し、その原因を取り除くために自ら行動を起こし、ともに支えあって生きていく共生社会の構築をめざします。

6 基本的理念の意義

(本文10 ページ)

すべての障害者の人権と自由を持つことの権利を守り、それらがもたらす利益を完全に、平等に受けられる社会の実現や、障害者が自分で選択し決定する権利が尊重され、不足するものは公的支援を活用しながら、周囲との助け合いの中で自立した生活が実践されることをめざすことを基本的理念としています。

本市では、サービス提供の実施主体としてサービスの充実を図り、この基本的理念を念頭に置きながら、その実現に向けて施策的展開を図ります。

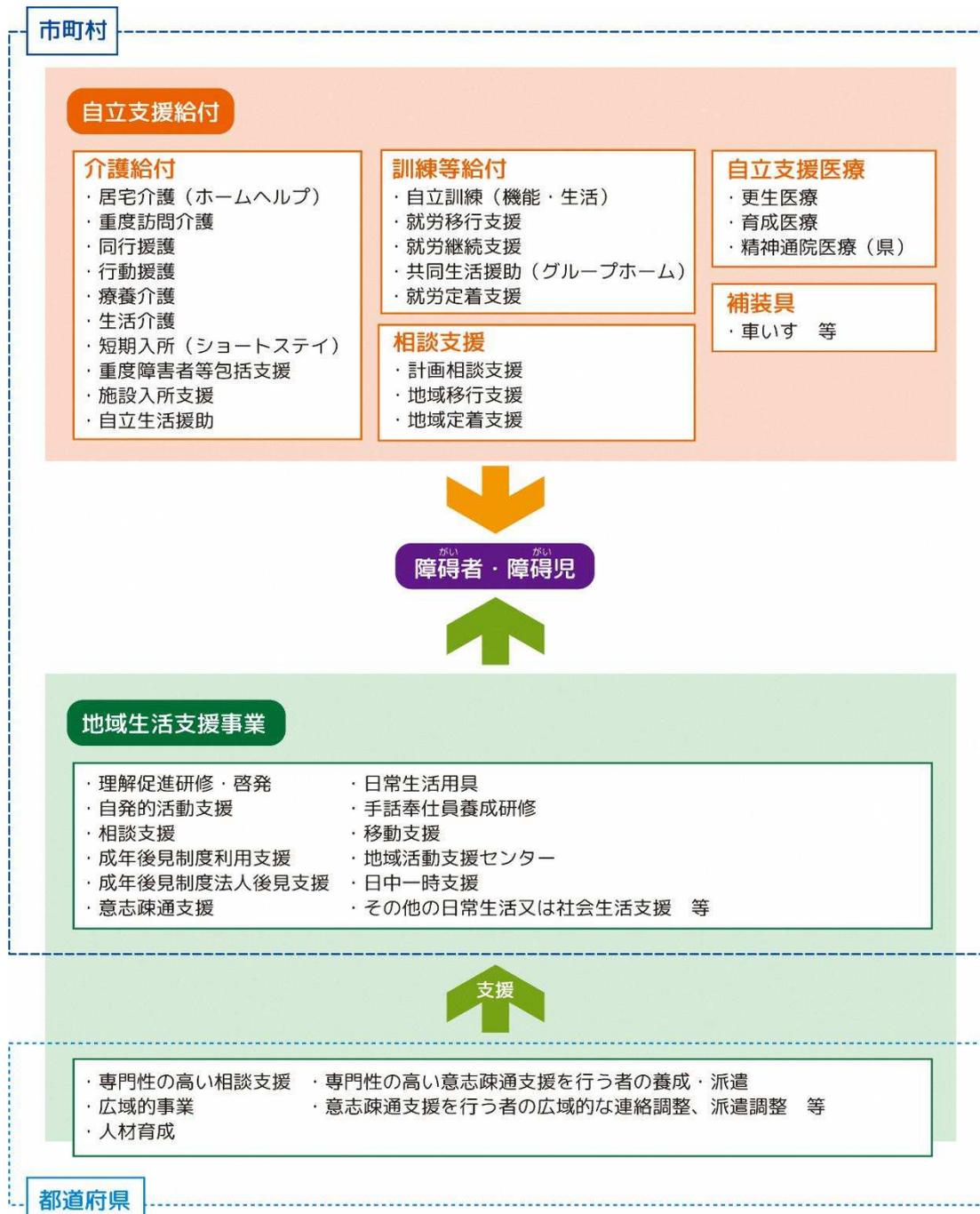
7 宝塚市障害福祉計画（第7期計画）

（本文11～50 ページ）

障害者総合支援法により、福祉サービスは、障害種別にかかわらず、共通の制度により提供されています。福祉サービスの中核になるのは自立支援給付であり、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具等に区分され、利用者への個別給付となります。

一方、地域生活支援事業は、市町村と都道府県が実施主体となり、地域の実情に応じて柔軟に実施する事業であり、必須事業と任意事業に区分されます。

障害者総合支援法における福祉サービス



1 令和8年度(2026年度)の成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行 (本文12~13 ページ)

障害者の地域での生活や、施設からの地域移行が進みにくい理由の一つとして、具体的な生活のイメージが持ちにくいことがあると考えられるため、本人や家族が、生活に関する情報や、地域での生活における選択肢について、相談支援専門員等から十分に得られるように努めます。

現状では重度障害者の生活の場として入所施設を求める声もある一方で、共同生活援助(グループホーム)の整備を進めると共に、地域移行支援・地域定着支援サービスの積極的な活用を促すことで、地域生活への移行に積極的に取り組んでいけるような体制・環境づくりを目指します。

(※ただし、国際的にはグループホームも入所施設とみなされている。)

項目	令和4年度末 【基準値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
施設から地域移行した者の数(累計値)	—	4人	8人	12人	令和4年度末時点から6%以上移行
施設入所者数	164人	161人	158人	155人	令和4年度末時点から5%以上削減

※施設入所者とは、障害福祉サービスにおける「施設入所支援」の利用者

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (本文14~15 ページ)

現在入院中の精神障害者が地域の一員として安心して暮らすためには、各関係機関との連携が必須となります。入院中の障害者の地域移行支援については、指定一般相談支援事業所が病院等と連携しながら取り組んでいきます。また、地域へ移行した後の生活については、全ての障害者が安心して暮らしていける地域づくりについて、自立支援協議会の専門部会において継続して検討していきます。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	5回	5回	5回	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	13人	13人	13人	—
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	5回	5回	5回	—
精神障害者の地域移行支援	1人	3人	3人	3人	—
精神障害者の地域定着支援	0人	1人	1人	1人	—
精神障害者の共同生活援助	62人	67人	72人	77人	—
精神障害者の自立生活援助	1人	2人	2人	2人	—
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	6人	7人	8人	9人	—

(3) 地域生活支援の充実 (本文16~17 ページ)

居住支援のための5つの機能の点検・評価については、自立支援協議会にて把握・検証を行い、地域生活支援拠点等の機能の充実や見直しに取り組みます。また、その取組状況について社会福祉審議会にて報告します。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
地域生活支援拠点等の整備 箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1つ以上
コーディネーターの配置人数	13	13	13	13	—
運用状況の検証・検討回数	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回以上
強度行動障害の支援ニーズ の把握、支援体制の整備	—	把握	把握・整備	整備	把握し、整備する

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 (本文18~19 ページ)

本市は近年、就労継続支援A型、B型及び就労移行支援の利用者数が大幅に増加しています。主な理由として、障害者の就労に対する意識の高まりや、令和3年度の報酬改定にて在宅支援に関する要件の緩和があったことが想定されます。

本市における就労への支援体制としては、市内に就労移行支援や就労定着支援を実施する事業所はありませんが、就労継続支援等のサービス提供事業所へも一般就労に向けた働きかけを行います。また、宝塚市障害者就業・生活支援センター（通称「あとむ」）において、障害のある人の就労支援に取り組んでいます。その他にも、障害者優先調達推進法による官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大・確保に努めるとともに、一般就労への移行が難しい場合においても、共同受注窓口「グッドジョブ」の活用により、就労継続支援事業における工賃等の向上を図ります。

項目	令和3年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
就労移行支援事業等を通じて 一般就労に移行する者	22人	26人	28人	30人	令和3年度実績 の1.28倍以上
うち、就労移行支援事業 を利用していた者	16人	18人	19人	21人	令和3年度実績 の1.31倍以上
うち、就労継続支援A型 を利用していた者	4人	5人	6人	6人	令和3年度実績 の1.29倍以上
うち、就労継続支援B型 を利用していた者	2人	3人	3人	3人	令和3年度実績 の1.28倍以上
就労定着支援の利用者	17人	23人	24人	24人	令和3年度実績 の1.41倍以上

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
就労移行支援事業所数 …①	0 事業所	1 事業所	1 事業所	2 事業所	—
うち、一般就労への移行 率が5割以上の事業数 …②	0 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	—
上記①のうち②の割合	—	5割以上	5割以上	5割以上	5割以上
就労定着支援事業所数 …①	0 事業所	1 事業所	1 事業所	2 事業所	—
うち、サービス利用修了 後の定着率が7割以上の 事業所数…②	0 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	—
上記①のうち②の割合	—	2割5分以上	2割5分以上	2割5分以上	2割5分以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等 (本文20～21 ページ)

本市は、今後も基幹相談支援センター1か所、7つの日常生活圏域の各地区に分けた委託相談支援事業所7か所、計画相談支援を提供する特定相談支援事業所の三層構造による相談支援体制を継続していきます。年々障害のある人をとりまく状況は複雑化、多様化しており、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所が連携し、地域単位で他機関と協働しながら様々な課題に取り組めます。

また、発達障害を含めた障害のある人や保護者に対し、ペアレントトレーニング¹等の支援プログラムの提供、ペアレントメンター²の養成等に取り組むとともに、ピアサポート³活動の推進を図ります。

さらに、今回のアンケートの自由意見においても多くの声があったとおり、保護者やきょうだい児を含めた家族支援についても重要な課題と認識しています。

¹ ペアレントトレーニングとは、保護者を対象に、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイ等を通して学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つです。

² ペアレントメンターとは、発達障害の子どもを育てた保護者が、その経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対して、相談支援や情報提供を行う人をいいます。

³ ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験する人同士がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られる活動をいいます。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	3件	3件	3件	－
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件	12件	－
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回	12回	－
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証実施回数	12回	12回	12回	12回	－
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	0人	0人	0人	1人	－
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回	12回	－
自立支援協議会における参加者・機関数	13事業所	15事業所	15事業所	15事業所	－
自立支援協議会の専門部会の設置数	3	4	4	4	－
自立支援協議会の専門部会の実施回数	19回	21回	21回	21回	－
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	5人	－
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	1人	－
ピアサポートの活動への参加人数	20人	34人	48人	62人	－

(6) 障害福祉サービス等の質の向上 (本文23 ページ)

現在、本市は県が実施する実地指導・監査に参加し、報酬に関する指導を行っています。報酬の返還があれば事業所のみならず、必要に応じて関係市町村へ情報提供を行い、適正な運営を求めています。今後は移動支援、日中一時支援、相談支援事業などの市指定の事業について、適正な運営に関する指導に積極的に取り組みます。

項目	令和4年度末 【実績値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人	2人	—
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、事業所等への指導監査の適正な実施、それらの結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	0回	1回	1回	1回	—

2 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス (本文24～26 ページ)

①居宅介護	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間	時間/月	5,541	5,376	6,110	6,383	6,452	6,520
実利用者	人/月	334	336	361	374	378	382

②重度訪問介護	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間	時間/月	17,595	18,292	18,678	19,332	19,987	20,641
実利用者	人/月	84	82	83	86	87	88

③同行援護	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間	時間/月	1,221	1,291	1,668	1,868	1,943	2,018
実利用者	人/月	46	43	46	50	52	54

④行動援護	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間	時間/月	123	135	174	213	253	292
実利用者	人/月	5	7	8	10	12	14

⑤重度障害者等包括支援	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) ^{にっちゅうかつどうけい}日中活動系サービス ^{ほんぶん}(本文27～32 ページ)

①生活介護	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	9,854	9,785	9,939	9,981	10,023	10,066
実利用者	人/月	523	519	528	531	533	536
うち障害者支援区分4以上	人/月	491	486	489	492	495	498

②自立訓練 (機能訓練)	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	37	15	25	69	69	69
実利用者	人/月	2	2	2	5	5	5

③自立訓練 (生活訓練)	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	133	180	218	235	242	249
実利用者	人/月	10	13	14	16	16	17

④就労選択支援	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	人/月	—	—	—	—	20	20

※令和7年(2025年)10月から新たに創設予定のサービス。

※サービスの内容：障害のある方本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

⑤就労移行支援	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	670	799	828	857	886	915
実利用者	人/月	42	50	52	54	56	58

⑥就労継続支援A型	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	3,550	3,680	4,078	4,371	4,665	4,958
実利用者	人/月	182	188	208	223	237	252

⑦就労継続支援B型	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	4,979	5,648	6,057	6,583	7,108	7,633
実利用者	人/月	329	381	402	436	470	505

⑧就労定着支援	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	人/月	17	21	22	23	24	24

⑨療養介護	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	人/月	21	22	24	24	24	24

⑩短期入所 (ショートステイ)	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	1,210	1,251	1,351	1,451	1,551	1,651
実利用者	人/月	179	192	205	218	231	244
うち障害者支援区分4以上	人/月	143	151	158	165	172	179

(3) 居住系サービス (本文33~34 ページ)

①自立生活援助	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	人/月	2	1	1	2	2	3

②共同生活援助 (グループホーム)	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	人/月	177	198	208	222	237	251
うち障害者支援区分4以上	人/月	92	94	101	108	115	122

③施設入所支援	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	人/月	172	165	166	163	161	159

(4) 計画相談支援^{けいかくさうだんしえん} (本文35~36ページ)^{ほんぶん}

①計画相談支援	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者数	人/年	1,477	1,557	1,641			
実績人数	人/月	413	429	504	556	609	661

②地域移行支援	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	人/月	1	1	1	4	4	4

③地域定着支援	単位	第6期計画期間の実績量			第7期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者	人/月	1	1	1	1	1	1

8 宝塚市障害児福祉計画（第3期計画）

(本文51～56 ページ)

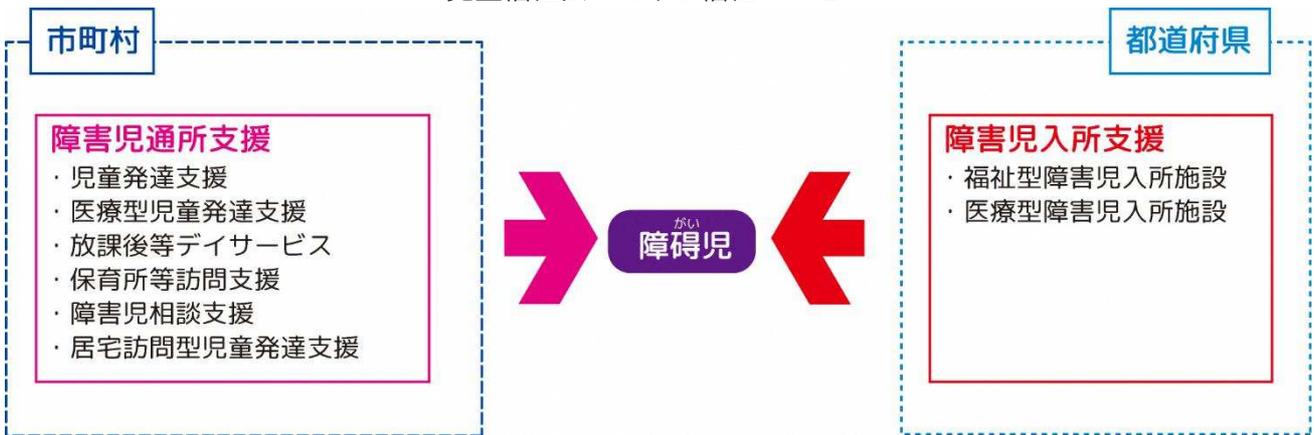
児童福祉法によるサービスは、市町村が実施主体となる障害児通所支援と都道府県が実施主体となる障害児入所支援があります。

障害児通所支援及び障害児入所支援は、障害児支援の両輪として、相互に連携しながら進める必要があり、障害児通所支援や障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要があります。

教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

また、障害児通所支援事業所は、障害児に対し質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

児童福祉法における福祉サービス



1 令和8年度(2026年度)の成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等 (本文52～53 ページ)

本市の子ども発達支援センターにおいては、令和4年6月に行われた児童福祉法の改正において、地域の中核的な役割を担う機関として、①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援強化、②地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④地域の発達支援の入口としての相談機能の4つの機能が明確化されました。今後、地域の中核的役割や機能強化を図るためには“気になる段階”から支援を行い、地域との連携による障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進等、障害のある児童やその家族への支援体制の強化を図っていきます。

医療的ケア児等に関する協議の場においては、引き続き課題解決に向けた取組を実施していきます。さらに、その協議の場において、役割や位置付けを整理したうえでコーディネーター⁴の配置を目指していきます。

項目	令和4年度末 【基準値】	令和6年度 【目標値】	令和7年度 【目標値】	令和8年度 【目標値】	国の考え方
児童発達支援センターの設置	設置	設置	設置	設置	1箇所以上
障害児の地域への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	—	検討	検討	構築	構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備数	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	1箇所以上
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備数	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	1箇所以上
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	設置	設置	設置	設置	設置
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人	1人	1人	1人	1人以上

⁴ 医療的ケアに関するコーディネーターとは、県の実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了し、医療的ケア児が地域において必要な支援を受けることができるよう、協議の場などにおいて、関係機関との連携調整等の役割を担う人材のことをいいます。

2 障害児通所支援サービス等^{しょうがいじつうしよしえん}の見込量^{とう みこみりょう}

(1) 障害児通所支援^{しょうがいじつうしよしえん} (本文54～55 ページ)^{ほんぶん}

①児童発達支援	単位	第2期計画期間の実績量			第3期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	4,011	4,215	4,764	5,227	5,691	6,154
実利用者	人/月	420	465	484	516	548	579

②居宅訪問型 児童発達支援	単位	第2期計画期間の実績量			第3期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	6	1	4	13	17	21
実利用者	人/月	1	0	2	3	4	5

③放課後等デイサービス	単位	第2期計画期間の実績量			第3期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	7,016	7,419	7,884	8,333	8,782	9,231
実利用者	人/月	774	840	897	959	1,021	1,084

④保育所等訪問支援	単位	第2期計画期間の実績量			第3期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延利用者数	人日/月	16	21	23	26	29	32
実利用者	人/月	15	19	22	25	28	31

(2) 障害児相談支援^{しょうがいじそうだんしえん} (本文56 ページ)^{ほんぶん}

①障害児相談支援	単位	第2期計画期間の実績量			第3期計画期間の見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給決定者数	人/年	1,446	1,534	1,627			
実績人数	人/月	212	216	234	247	259	272